

埼玉県発達障害者支援地域協議会設置要綱

1 目的

発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関の職員が、県内の発達障害児・者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図る。

2 協議事項

- (1) 地域における発達障害児・者の支援体制に関する課題の共有について
- (2) 地域の実情に応じた発達障害児・者への支援体制の整備に関すること
- (3) その他必要な事項

3 構成

埼玉県発達障害者支援地域協議会（以下、「協議会」という。）は、福祉部長が別に依頼する委員をもって構成する。

なお、その他必要がある場合は、別に部会を設置することができる。

4 会長

- (1) 協議会には、会長及び副会長を置く。
- (2) 会長は、学識経験者の分野から選任し、副会長は会長が指名する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 会長は、必要と認める者の出席を求めることができる。
- (2) 協議会は、必要に応じて委員以外の者の意見等を聴取することができる。

6 任期

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 事務局

協議会の庶務は、障害者福祉推進課及び発達障害総合支援センターが共同して行う。

8 その他

協議会の推進に当たっては、県教育局が設置する「広域特別支援連携協議会」と密接な連携を図るものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県発達障害者支援体制整備検討委員会実施要綱は廃止する。